

(続)消防法令用語の基礎知識

初めて予防行政に携わる人と、もう一歩広い知識を求めている人のために

特殊消防用設備等 ~第1回~

消防法令研究会

連載にあたって

このたび、近代消防編集部から頼まれて、「(続) 消防法令用語の基礎知識」の連載を始めることとした。

「法令用語の中には、当たり前のように使われていて、常識になっており、自分でもわかっているつもりでいても、よく考えてみると正確には知らないことも多い。

そういう言葉ほど、調べるのがおっくうで、つい曖昧なままにしてしまうことが多い。また、他の条文と比較したり、同じような意味を持つ他の法令の用語と比較したりすると、意外な発見があることもある。

本研究会では、そのような法令用語のうち、主として消防予防行政に関係するものを選んで、適宜解説していくことしたい。」

実は、15年ほど前、本誌（平成6年8月号～平成8年12月号）に、上記引用部分と全く同じ書き出しで「消防法令用語の基礎知識」という連載をしたことがある。その後、法令改正が

何度も行われ、性能規定の導入などもあったため、「連載の続きを書いてくれないか」と、何年も前から依頼されていたのだが、いろいろと忙しく、新たな連載はかなり負担になることもあって延び延びになっていた。

前回連載したときは、私は旧自治省消防庁特殊災害室長の職にあった。当時はまだ公務員倫理法がなく執筆活動に制約はなかったが、所管外の法令の解説を現職室長が本名でするわけにもいかず、「消防法令研究会」の名前で執筆せざるを得なかった。

現在は、大学に籍を置いていたため本名で自由に執筆できる立場なのだが、現職を離れて3年経つと、その間に法令改正が何度も行われて、過去の知識では間違った解説をしてしまう可能性も高くなっている。そんなわけで、今回は同じ「消防法令研究会」の名前で、若い仲間にも参加して頂き、分担して執筆・相互チェックを行うこととした。

なお、今回は、消防法の性能規定化

と併せて建築基準法の性能規定化についても解説するつもりでいる。これについては、以前「牧野恒一」のペンネームで執筆した「建築法令キーワード百科」（彰国社刊、共著）の内容なども、適宜アレンジして使用しようと考えている。現在、予防関係の法令は、改正を重ねて分厚くなり内容も入り組んで、極めてわかりにくいものになっている。これには筆者も大いに責任があるので、せめてもの罪滅ぼしになるべくわかりやすい解説を心がけるつもりでいる。

本連載が、若い消防官の予防関係法令の理解と運用に多少なりとも手助けになれば、建築基準法令と消防法令の改正や運用に合計25年近く携わってきた筆者として、望外の喜びである。

消防法令研究会代表 小林恭一

東京理科大学総合研究機構教授 博士（工学）

だいぶ気負った書き出しになってしまったが、新連載のトップに取り上げるのは「特殊消防用設備等」である。

「特殊消防用設備等」は、消防法の性能規定化（平成15年）で新たに登場した用語で、「特殊の消防用設備等その他の設備等」（消防法（以下「法」という。）第17条第3項）とされている。

「特殊の消防用設備等」を理解するためには、まず「消防用設備等」について正確に理解しておく必要がある。

消防用設備等とは

「消防用設備等」とは「政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設」とされており（法第17条第1項）、予防行政の「一丁目一番地」とでも言うべき用語だが、念のために、改めて整理しておこう。

ここでいう「政令」は「消防法施行第7条」のことでの

- ① 政令で定める消防の用に供する設備 → 消火設備、警報設備及び避難設備（令第7条第1項）
- ② 政令で定める消防用水 → 防火水槽又はこれに代わる貯水池その他の用水（令第7条第5項）

③ 政令で定める消火活動上必要な施設 → 排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備及び無線通信補助設備（令第7条第6項）

とされている。

さらに①の「消防の用に供する設備」のうち、

A 消火設備については令第7条第2項に消火器（同項

第1号）や屋内消火栓設備（同項第2号）等が、

B 警報設備については令第7条第3項に自動火災報知

設備（同項第1号）やガス漏れ火災警報設備（同項第2号）等が、

C 避難設備については令第7条第4項に避難はしご

（同項第1号）や誘導灯（同項第2号）等が、

それぞれ具体的に列記されている。

「消防用設備等」と「等」がついているのは、「設備」以外のものが含まれているからだ。消防法令上は「設備」の定義がないので、「防火水槽」が「設備」かどうかは微妙だが、「貯水池」が「設備」でないことは明らかだろう。

必要とされる防火安全性能を有する 消防の用に供する設備等

従来（平成16年2月以前）は、令第7条第1項～第6項に列記されているものだけが「消防用設備等」であって、列記されていないものは「消防用設備等」ではなかった。

法第17条第1項により政令で定める防火対象物の関係者に設置維持義務が課せられているのは「消防用設備等」であるので、令第7条第1項～第6項に列記されていないものをいくら設置しても、（令第32条に基づき消防長又は消防署長が特に認めない限り）設置義務を果たしたことにならなかった。また、本来設置すべき「消防用設備等」に代えて令第32条に基づき消防長又は消防署長が設置を認めたものは、令第7条に列記されていないため、「消防用設備等」ではない。

だが、性能規定の導入にかかる一連の改正で令第29条の4が新設され（平成16年）、「通常用いられる消防用設備等※」に代えて「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等※※」を用いることができる仕組みが導入されるとともに令第7条第7項が新設されたため、「令第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」については「消防用設備等」の範疇に含まれることとなった。

※ 通常用いられる消防用設備等

政令第2章第3節の第2款から第6款までの規定により設置し、及び維持しなければならない法第17条第1項に規定する消防用設備等（令第29条の4第1項）

※※ 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

総務省令で定めるところにより消防長又は消防署長が、その防火安全性能が当該通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると認める消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設（令第29条の4第1項）であり、通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる。

消防用設備等に適用される規定

「消防用設備等」については、重複規定や手続き規定を除けば、表1-1のような規定が適用される。

逆に言えば、「消防用設備等」でないものについては、表1-1の規定は適用されない。たとえば、令第32条に基づいて設置された設備等については、特定防火対象物に対する遡及適用も、設置時の届出・検査義務も使用時の点検・報告義務もない、ということになる。

実際には、令第32条適用の際に、必要に応じ、明文の又は暗黙の条件として表1-1の規定に準じた義務が課せられることが多いため、実務上は支障が生じていないようだが、令第32条に基づいて設置される設備等の持つ法令上の弱点となっており、令第29条の4が新設された大きな理由の一つともなっている。

表1-1 「消防用設備等」に適用される主な規定

- ① 設置維持義務（法第17条第1項、令第29条の4第2項）
- ② 適用除外（法第17条の2の5）
- ③ 用途変更の場合の特例（法第17条の3）
- ④ 設置時における消防長等への届出及び検査（法第17条の3の2）
- ⑤ 点検及び報告義務（法第17条の3の3）
- ⑥ 消防長等の設置維持命令（法第17条の4）
- ⑦ 消防設備士の業務独占（法第17条の5）
(從来から消防設備士の業務独占の対象となっている消防用設備等に類するものとして消防庁長官が定めるものに限る。
(令第36条の2第1項及び第2項))
- ⑧ 甲種消防設備士の業務独占対象消防用設備等に係る工事着手の届出（法第17条の14）
- ⑨ 消防長等の設備等技術基準適合検査義務
(規則第31条の3第2項)
- ⑩ 認定消防用設備等にかかる設備等技術基準適合検査の省略
(規則第31条の3第3項)
- ⑪ 登録認定機関による消防用設備等の認定（規則第31条の4）

特殊消防用設備等

さて、「消防用設備等」についてひととおり整理できたところで、「特殊消防用設備等」について考えてみよう。

前述のように、「特殊消防用設備等」の定義は「特殊の消防用設備等その他の設備等」であり（法第17条第3項）、「特殊の消防用設備等」以外に「その他の設備等」も「特殊消防用設備等」の概念の中に含まれている。

これは、「消防用設備等の特殊なもの」の範疇を超えた「その他の設備等」も「特殊消防用設備等」になりうる、ということである。「その他の設備」でなく「その他の設

備等」となっているので、設備的なもの（たとえば、エアコンのセンサーを感知器として用いた自動火災報知設備類似のものなど）以外の、たとえばバルコニーや中庭のような建築的要素も「特殊消防用設備等」になりうる、ということである。この点、令第29条の4で「通常用いられる消防用設備等」に代えて用いることができるものが（防火安全性能が同等以上の）「消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設」に限定されているのとは大きく違うことに留意しなければならない。

令第29条の4の場合

令第29条の4でこのような限定がかかっているのは、令第29条の4のルーツである旧令第32条後段の規定（平成16年2月の性能規定化関係の改正の一環として削除）で、「…、又は予想しない特殊の消防用設備等その他の設備を用いることにより、この節の規定による消防用設備等の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。」とされており、「その他の設備」に「等」がついていなかったのを踏襲したためである。（法第17条第3項では、この「特殊の消防用設備等その他の設備」に「等」がつけられている。しつこいようだが、要確認。）

改正の責任者であった筆者としては、この令第29条の4を拠り所として、将来、建築基準法の性能規定と相互乗り入れを図りたいと考えており、その手始めとして令第32条の運用基準だった共同住宅特例基準を令第29条の4に基づく総務省令に格上げしたいと考えていた。

そのため、何とかここに「等」の概念を持ち込んで耐火構造の壁や床、バルコニー、廊下や階段の開口部などの建築的要素と「消防用設備等」との互換的な規定を定めることができるようにしたかったのだが、内閣法制局の壁が厚く、結局断念してしまった。令第29条の4の新設と引き替えに政令第32条が（建築基準法第38条と同様に）廃止される可能性もあった中での法制局審査だったため、「あまり欲張っては元も子もない」と考えて早めに矛を収めたのだが、今になると、「もう少し粘るべきだったかな」と後悔している。

共同住宅特例基準については、その後、平成17年3月に「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」として省令への格上げが実現するのだが、令第29条の4に「等」の概念が入っていないため、案の定、条文作成が極めて難しくなり、担当者に大変な苦労をさせてしまった。

特殊消防用設備等の防火安全性能

「特殊消防用設備等」は、そのままでは法第17条第1項

の「消防用設備等」に代えて用いることはできない。「特殊消防用設備等」を「消防用設備等」に代えて用いることができるようになるためには、必要な防火安全性能を有していることが証明されなければならない。

法第17条第1項の「消防用設備等」の場合は、「政令で定める技術上の基準」に従って、設置し、及び維持されることが、必要な防火安全性能（消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能）を有していることを意味する。（法第17条第2項の消防用設備等の場合は、市町村が定める条例が「政令で定める技術上の基準」と同様の位置付けになる。なお、法第17条第2項について第1項と併行して解説すると、輻輳してわかりにくくなるので、今回は、これ以後、第17条第2項に係る部分の説明を省略する。）

この「政令で定める技術上の基準」が、完全に性能規定期的に定められているなら、「特殊消防用設備等」についても基準的には「消防用設備等」と同様でよいはずだ。「政令で定める技術上の基準」への適合性を審査したり認定したりする者として、必要なら日本消防検定協会や総務大臣を登場させればよい。

だが、残念ながら、「政令で定める技術基準」を短時間で全て「完全に性能規定期的に」定めることは不可能であり、実際には従来の仕様規定期的技術基準を面倒残すことにしていたため、「特殊消防用設備等」が必要な防火安全性能を有しているかどうか判断するためには、別のしきけが必要になった。

それが、法第17条第3項の「特殊消防用設備等であって、政令で定める技術上の基準に従って設置し、及び維持しなければならない消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、設備等設置維持計画に従って設置し、及び維持するものとして、総務大臣の認定を受けたものを用いる場合には、当該消防用設備等については、第1項の規定は、適用しない。（筆者注；読みやすいように、第17条第2項関係など条文の一部を省略したり、他の条文との関係がわかるように置き換えたりしているので、厳密性を重んじる方はもとの条文と読み比べてほしい。）」という規定である。

また、この法第17条第3項の規定を具体化するため、日本消防検定協会等が行う「性能評価」（法第17条の2）の仕組みと、総務大臣による認定（法第17条の2の2）の仕組みが定められている。

表1-1のうち特殊消防用設備等に適用される規定と適用されない規定

「特殊消防用設備等」は、法第17条第1項の「消防用設備等」ではないため、表1-1の規定は、そのままでは「特殊消防用設備等」には適用されない。このため、関係条文

に「消防用設備等」と並んで「特殊消防用設備等」に関連する規定が追加された。

このため、関係条文が極めて読みにくくなってしまったが、愚痴はともかく、表1-1の規定のうち、

- ④ 設置時における消防長等への届出及び検査

(法第17条の3の2)

- ⑤ 点検及び報告義務 (法第17条の3の3)

- ⑥ 消防長等の設置維持命令 (法第17条の4)

- ⑦ 消防設備士の業務独占 (法第17条の5)

(従来から消防設備士の業務独占の対象となっている消防用設備等に類するものとして消防庁長官が定めるものに限る。(令第36条の2第1項及び第2項))

- ⑧ 甲種消防設備士の業務独占対象消防用設備等に係る工事着手の届出 (法第17条の14)

- ⑨ 消防長等の設備等技術基準適合検査義務 (規則第31条の3第2項)

については、「特殊消防用設備等」にも「消防用設備等」と同様の義務がかかるよう、法令上明文で措置されている。

なお、表1-1のうち、①の設置維持義務関係規定及び⑩と⑪の認定関係規定は、「消防用設備等」固有の規定であるため、「特殊消防用設備等」に関する条文整備がなされていないのは当然である。

留意しなければならないのは、「特殊消防用設備等」については、

- ② 適用除外 (法第17条の2の5)

- ③ 用途変更の場合の特例 (法第17条の3)

に関する規定が適用されないことだ。

このため、既存の特定防火対象物における消防用設備等に対する法第17条の2の5第2項第4号及び法第17条の3第2項第4号に基づく過及適用の規定は、「特殊消防用設備等」には適用されない。

これは、これらの規定が、消防用設備等にかかる技術上の基準の整備が十分でなかった時代（昭和49年）に、大阪市千日デパートビル火災（昭和47年、118人死亡）、熊本市大洋デパート火災（昭和48年、100人死亡）などの多

数の死者を伴う火災を契機として強化された消防用設備等の規制を、既存の防火対象物にも過及的に設置させることを目的として制定されたものであり、一方、特殊消防用設備等については、その防火安全性能について、高度な識見を有する日本消防検定協会又は登録検定機関が性能評価を行い、その結果を踏まえて総務大臣が認定するものであることから、これらの制定趣旨を勘案して過及適用の対象とされていない。

検定制度の適用除外

「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」を消防長等が令第32条を適用して設置を認めようとする場合に、大きな障害となっていたのが法第21条の2に基づく検定制度だった。「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」の一部又は全部が「検定対象機械器具等」に該当する場合には、これらが総務省令で定める検定対象機械器具等に係る技術上の規格（規格省令）に適合していないければ使用できないこととされており、かつ、法第21条の2に係る規定は、令第32条に基づき適用しないことができる「この節（令第2章第3節）の規定」の範囲外だからである。

このため、それぞれの消防用設備等の技術上の規格を定める省令に特例条項（例：消火器の技術上の規格を定める省令第53条など）が設けられ（昭和62年）、規格省令に適合しないがこれと同等以上の性能を有すると認められるものについては、総務大臣がそのための専用の基準を作成して検定することとして弾力化が図られたが、総務大臣による「型式承認」や日本消防検定協会による「個別検定」などの枠組み内の弾力化であったため、限界があった。

「法第17条第3項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等の部分であるもの」については、日本消防検定協会等の性能評価を踏まえて総務大臣が認定することによりその防火安全性能が確認されることから、以上のような事情も考慮して、令第37条柱書きが改正され、検定対象機械器具等の範囲から除かれている。

消防法例研究会代表プロフィール



氏名
小林恭一（こばやしきょういち）
現職名
東京理科大学総合研究機構教授
最終学歴
東京大学工学部建築学科（昭和47年3月卒業）
学位
博士（工学）
(平成20年5月 東京大学工学部より授与)

職歴	
昭和48年4月	建設省入省
昭和53年8月	建設省建築指導課建築物防災対策室建築防災係長
昭和55年4月	自治省消防庁予防救急課課長補佐
昭和62年8月	東京消防庁指導広報部指導課長
平成2年4月	自治省消防庁予防課予防専門官
平成2年6月	イラン地震救助派遣 国際消防救助隊総括官
平成5年7月	自治省消防庁特殊災害室長
平成8年8月	ク 危険物規制課長
平成12年4月	静岡県防災局技監
平成14年4月	総務省消防庁予防課長
平成17年8月	ク 国民保護・防災部長
平成18年7月	ク 退官
平成18年8月	危険物保安技術協会理事
平成20年10月	より現職